

技能証明申請手続操作マニュアル

＜技能証明申請編＞

02.代理人による技能証明申請 の限定変更申請方法

目次

01.はじめに（代理人による技能証明申請を希望する皆様へ）	・ ・ ・ ・ ・	p.02-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・ ・ ・ ・ ・	p.02-3
03.限定変更申請とは	・ ・ ・ ・ ・	p.02-4
04.代理人による技能証明申請の限定変更申請に必要なもの	・ ・ ・ ・ ・	p.02-5
05.代理人による技能証明書の限定変更申請のステップ	・ ・ ・ ・ ・	p.02-6
06.代理人による限定変更申請～手続き完了までの流れ	・ ・ ・ ・ ・	p.02-7
07.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・ ・ ・ ・ ・	p.02-8
08.Step2：パスワード入力（代理申請）画面に進む	・ ・ ・ ・ ・	p.02-11
09.Step3：パスワードを入力する	・ ・ ・ ・ ・	p.02-12
10.Step4：申請者情報入力画面に進む	・ ・ ・ ・ ・	p.02-13
11.Step5：申請者情報を確認する	・ ・ ・ ・ ・	p.02-14
12.Step6：合格者情報を入力する	・ ・ ・ ・ ・	p.02-16
13.Step7：その他情報を入力する	・ ・ ・ ・ ・	p.02-19
14.Step8：申請情報を確認する	・ ・ ・ ・ ・	p.02-20
15.Step9：到達確認をする	・ ・ ・ ・ ・	p.02-22

01.はじめに（代理人による技能証明申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、技能証明の各種申請、申請取下げ、再申請、申請状況確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある ⓘ マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.限定変更申請とは

限定変更申請とは、現在、一等無人航空機操縦士、二等無人航空機操縦士の技能証明を取得している場合、当該資格区分において、無人航空機の「**機体の種類**」または「**飛行方法の限定**」を変更するための申請、または、一等無人航空機操縦士の技能証明を保有し、二等無人航空機操縦士にかかる無人航空機の「**機体の種類**」または「**飛行方法の限定**」を変更するための申請となります。

■ 限定変更申請の例

＜同一等級における限定変更：飛行方法の限定変更＞

- 回転翼航空機（マルチローター）の二等技能証明を有する者が、二等技能証明において回転翼航空機（マルチローター）で目視外飛行が可能となる限定変更を行うための申請

＜同一等級における限定変更：機体の種類の限定変更＞

- 回転翼航空機（マルチローター）の一等技能証明を有する者が、新たに回転翼航空機（ヘリコプター）の一等技能証明を取得するための申請

＜等級の異なる限定変更＞

- 最大離陸重量25kg未満に限定を付された回転翼航空機（マルチローター）の一等技能証明を有する者が、最大離陸重量25kg以上の機体での飛行が可能となる二等技能証明を取得するための申請

04.代理人による技能証明申請の限定変更申請に必要なもの

技能証明申請の限定変更申請には以下の情報が必要です。依頼人より情報を受領してください。

各種情報	項目
技能証明合格証明書番号	技能証明合格証明書番号
限定変更申請に関する情報等	- 申請資格種別(一等、二等) - 機体の種類(回転翼航空機、等) - 申請限定種別(夜間飛行、等) - 拒否に関する条件 - 欠格事由の情報 - 講習修了証明書の情報(講習修了証明書番号等) - 技能証明合格証明書の情報(技能証明合格証明書番号等) - 添付ファイル(技能証明合格証明書)
その他	- 依頼元のログインIDおよび氏名 - 代理人設定用パスワード - 委任状

注意事項！

登録講習機関における無人航空機講習の修了により限定変更を行う場合、当該登録講習機関が新規申請時の登録講習機関と異なる時は、「[技能証明申請者番号の属性情報変更方法](#)」にて登録講習機関情報を変更してから、限定変更申請を行って下さい。

05.代理人による技能証明書の限定変更申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請を実施します。

代理人による技能証明書の限定変更申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : パスワード入力（代理申請）画面に進む

メインメニューで「代理人として技能証明申請を行う」の「代理人パスワードの入力」のボタンを選択します。

Step3 : パスワードを入力する

依頼人のID,氏名, 代理人設定用パスワードを入力します。

Step4 : 申請者情報入力画面に進む

メインメニューで「代理人として技能証明申請を行う」の「技能証明書の限定変更」のボタンを選択します。

Step5 : 申請者情報を確認する

代理人アカウントを選択し、表示されている依頼人情報を確認します。

Step6 : 合格者情報を入力する

技能証明合格証明書番号等の合格者情報を入力します。

Step7 : その他情報を入力する

拒否に関する条件項目にチェックします。

Step8 : 申請情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

Step9 : 到達確認をする（依頼人による操作）

依頼人の方へ確認のメールが送付されるので、依頼人にてメールを開いて到達確認を行います。

技能証明書の限定変更申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

注意事項！

過去、同じ依頼人に対して代理人設定用パスワード入力済みの場合は入力不要です。一度代理人設定されていれば、依頼人にて代理人の解除をされていない限り、代理人の方の代理人申請権限は有効です。

06.代理人による限定変更申請～手続き完了までの流れ



本操作マニュアルでは、手順①限定変更申請の実施方法を示します。手順②以降は、申請時に登録した依頼人のメールアドレス宛に「手数料納付依頼」が届きますのでメール通知内容にしたがって順次、手続きを進めてください。

07.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



[DIPS2.0 トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/)にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

07.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする（2/3）



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

07.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする（3/3）

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用務空域、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・僅し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

飛行許可・承認申請へ

飛行計画の通報・確認へ

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモコンID機能を搭載しなければなりません。

無人航空機の登録申請へ

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾

手続き



以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

事故等の報告へ

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不要とするためには、機体認証を受けた無人航空機も技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

機体認証の取得申請へ

技能証明の取得申請へ

08.Step2 : パスワード入力（代理申請）画面に進む

※過去すでに、同じ依頼人に対して代理人設定用パスワード入力済みの場合は入力不要です。

Step2・3はスキップし、Step4へ進んでください。

技能証明メニューのページで、「代理人として技能証明申請を行う」の見出しの中にある「代理人パスワードの入力」ボタンを押します。

技能証明メニュー

技能証明書の交付に伴う受験や申請に必要な情報を準備する

技能証明申請者番号の取得

技能証明申請者番号の登録情報確認/変更

技能証明の各種申請にて使用する技能証明申請者番号を取得することができます。技能証明申請者番号に登録された情報（本人の氏名、本人の住所、顔写真等）を受験や各種申請にて使用します。番号の取得には本人確認書類が必要です。※16歳未満の方は申請できません。

技能証明申請者番号に登録されている情報（本人の氏名、本人の住所、顔写真等）を変更できます。一部の情報の変更には本人確認書類が必要です。



代理人として技能証明申請を行う

代理人パスワードの入力

申請状況確認/取下げ/支払い

技能証明申請者番号の取得

技能証明申請者番号の登録情報確認/変更

技能証明書の新規交付

技能証明書の限定変更

代理人の設定を行います。事前に依頼人からの代理人パスワード発行が必要です。

代理人として、現在手続き中の技能証明申請の状況の確認、および過去の申請情報履歴の照会を行います。

代理人として、技能証明申請者番号の取得を行います。取得には、本人確認書類、委任状が必要です。

代理人として、技能証明書に記載される情報（本人の氏名、本人の住所、顔写真等）を変更します。変更には、委任状が必要です。

新たに一等無人航空機操縦士、および二等無人航空機操縦士の技能証明書の交付依頼ができます。初めて申請する場合は、事前に技能証明申請者番号の取得が必要です。また、申請時に技能証明合格証明書の添付が必要となります。

代理人として、技能証明書の限定項目変更（限定解除）の申請を行います。変更には、委任状が必要です。

09.Step3 : パスワードを入力する

※過去すでに、同じ依頼人に対して代理人設定用パスワード入力済みの場合は入力不要です。
Step2・3はスキップし、Step4へ進んでください。

パスワード入力（代理申請）

依頼人のログインID、氏名、および依頼人から受け取ったパスワードを入力し、「登録」ボタンを押下してください。

ログインID ⓘ

氏名 ⓘ

代理人設定用パスワード ⓘ

戻る

登録

以下の情報を入力します。

ログインID : 依頼人のログインID

氏名 : 依頼人の氏名

代理人設定用パスワード :

依頼人に送付されたメールに記載のパスワード

入力後、「登録」ボタンを押してください。
メニュー画面に戻ります。

10.Step4：申請者情報入力画面に進む

技能証明メニュー

技能証明書の交付に伴う受験や申請に必要な情報を準備する

技能証明申請者番号の取得

技能証明の各種申請に使用する技能証明申請者番号を取得することができます。技能証明申請者番号に登録された情報（本人の氏名、本人の住所、顔写真等）を受験や各種申請にて使用します。番号の取得には本人確認書類が必要です。**※16歳未満の方は申請できません。**

技能証明申請者番号の登録情報確認/変更

技能証明申請者番号に登録されている情報（本人の氏名、本人の住所、顔写真等）を変更できます。一部の情報の変更には本人確認書類が必要です。



代理人として技能証明申請を行う



代理人パスワードの入力

代理人の設定を行います。事前に依頼人からの代理人パスワード発行が必要です。

申請状況確認/取下げ/支払い

代理人として、現在手続中の技能証明申請の状況の確認、および過去の申請情報履歴の照会を行います。

技能証明申請者番号の取得

代理人として、技能証明申請者番号の取得を行います。取得には、本人確認書類、委任状が必要です。

技能証明申請者番号の登録情報確認/変更

代理人として、技能証明書に登録される情報（本人の氏名、本人の住所、顔写真等）を変更します。変更には、委任状が必要です。

技能証明書の新規交付

新たに一等無人航空機操縦士、および二等無人航空機操縦士の技能証明書の交付依頼ができます。初めて申請する場合は、事前に技能証明申請者番号の取得が必要です。また、申請時に技能証明合格証明書の添付が必要となります。

技能証明書の限定変更

代理人として、技能証明書の限定項目変更（限定解除）の申請を行います。変更には、委任状が必要です。

技能証明メニューのページで、「代理人として技能証明申請を行う」の見出しの中にある「技能証明書の限定変更」ボタンを押します。

11.Step5 : 申請者情報を確認する (1/2)

依頼人アカウント選択

代理人申請対象の依頼人を選択してください。なお、代理人設定が完了していない場合は選択不可となります。
事前に「代理人の設定」メニューより代理人設定を行ってください。
選択後、表示されている依頼人の情報に間違いがないことをご確認のうえ、「次へ進む」を押下してください。

依頼人選択

依頼人に関する情報

氏名	
フリガナ	
生年月日	
電話番号	
メールアドレス	

戻る

次へ進む

依頼人アカウントを選択し、「次へ進む」ボタンを押してください。

※ 依頼人が2人以上いる場合にのみ、依頼人アカウントの選択が必要になります。
設定した依頼人が1人のみの場合、申請者情報を確認してください。

11.Step5：申請者情報を確認する（1/2）

表示されている依頼人の情報を確認します。

「選択」ボタンを押して委任状をアップロードし、
「次へ」ボタンを押してください。

申請者情報入力

STEP 01
申請者情報

STEP 02
技能証明確認

STEP 03
その他確認

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請完了

技能証明申請番号に登録されている申請者情報を表示しています。内容を確認の上、「次へ」ボタンを押下してください。
なお、当該画面から申請者情報を変更することはできません。
申請者情報を変更したい場合は、メニュー「技能証明申請番号の登録情報確認/変更」より変更を行ってください。

申請者に関する情報

氏名

フリガナ

氏名（英字）

生年月日

年月日

電話番号

国/地域

メールアドレス

自宅/本人の住所

国/地域

郵便番号

書類郵送先の住所

郵便番号

市区町村・番地

顔写真

代理人に関する情報

委任状

選択

削除

戻る

次へ

12.Step6 : 合格者情報を入力する (1/3)

合格情報入力



今回の申請に使用する技能証明合格証明者番号をプルダウンより選択してください。
「技能証明合格証明書に関する情報」の+ボタンを押下し開くことで技能証明合格証明者番号に紐づく技能証明合格証明書の情報、および講習
修了証明書の情報を確認することができます。

技能証明合格証明者番号

①

技能証明合格証明者番号 ①

技能証明に関する情報

申請対象となる区分および機体の種類について、現在保有している技能証明書の限定内容と、今回の申請における限定変更内容を以下に示して
います。

今回限定変更する項目は赤字で表示しています。また、現在の限定および変更後の限定がすべて“-”の場合は、「機体の種類」のみ限定変更対
象になります。

※

区分:	機体の種類:
現在の限定	種類の限定解除:
	飛行方法の限定解除:
変更後の限定	種類の限定解除:
	飛行方法の限定解除:
条件等	

合格情報を入力します。

①「技能証明合格証明者番号」を確認してください。

「技能証明合格証明者番号」には、指定試験機関で
予め登録された情報が表示されます。
該当する番号が表示されない場合、指定試験機関へ
お問い合わせください。

※申請対象となる区分および機体の種類について、
現在保有している技能証明書の限定内容と、今回の
申請における限定変更内容を左記赤枠内に示して
おり、今回限定変更する項目は赤字で表示しています。

また、現在の限定および変更後の限定がすべて
“-”の場合は、「機体の種類」のみ限定変更対象に
なります。

12.Step6 : 合格者情報を入力する (2/3)

技能証明合格証明書に関する情報

技能証明合格証明書番号

講習修了証明書番号 1

講習修了証明書番号 2

講習修了証明書番号 3

講習修了証明書番号 4

技能証明合格証明書 ①

講習修了証明書 1 ①

講習修了証明書 2 ①

講習修了証明書 3 ①

講習修了証明書 4 ①

選択

選択

選択

選択

選択

戻る

次へ

技能証明合格証明書、講習修了証明書に関する情報を確認する場合は、「⊕」ボタンを押してください。（画面イメージは次ページを参照して下さい）

①「技能証明合格証明書」ファイルを「選択」ボタンを押してファイルをアップロードしてください。

②「講習修了証明書」ファイルがある場合は、「選択」ボタンを押してファイルをアップロードしてください。

注意事項！

- 「技能証明合格証明書」は指定試験機関で発行されます。
- 「講習修了証明書」は登録講習機関で発行されます。
- アップロードするファイル形式は、「.pdf」「.jpg」「.png」のいずれかの形式でアップロードしてください。
- ファイルサイズの上限は2MBです。

③「次へ」ボタンを押してください。

12.Step6：合格者情報を入力する（3/3）

技能証明合格証明書、講習修了証明書にて「⊕」ボタンを押して確認できる画面イメージです。

＜技能証明合格証明書＞

技能証明合格証明書番号		⊖
合格者に関する情報	技能証明申請者番号	:
指定試験機関に関する情報	指定試験機関番号	:
講習内容に関する情報	講習修了証明書番号(1)	:
	講習修了証明書番号(2)	:
	講習修了証明書番号(3)	:
	講習修了証明書番号(4)	:
学科試験に関する情報	学科試験合格証明書番号	:
	学科試験の合格・免除判定	:
	合格日	:
	有効期間満了日	:
	点数	:
実地試験に関する情報	実地試験合格証明書番号	:
	実地試験の合格・免除判定	:

＜講習修了証明書＞

講習修了証明書番号 1		⊖
修了者に関する情報	技能証明申請者番号	:
登録講習機関に関する情報	登録講習機関事務所コード	:
学科講習に関する情報	区分	:
実地試験に関する情報	実地試験講習区分	:
	●一等	
	種類の限定 機体の種類	:
	飛行方法の限定	:
	●二等	
	種類の限定 機体の種類	:
飛行方法の限定	:	
講習修了証明書に関する情報	講習修了証明書番号	:
	修了日	:
	有効期間満了日	:

22

技能証明合格証明書に関する情報	技能証明合格証明書番号	:
	技能証明合格証明書発行日	:
	有効期間満了日	:

13.Step7：その他情報を入力する

その他情報入力

STEP 01 申請書情報 STEP 02 技能証明情報 **STEP 03 その他情報** STEP 04 講習機関情報 STEP 05 申請完了

以下に示す拒否に関する条件に該当する方は、技能証明の申請を行うことはできません。
該当する項目がないことを確認のうえ、「次へ」を押下してください。

拒否に関する条件

①

次に掲げる病気を患っていないか ①

- ・幻覚の症状を伴う精神病
- ・発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気
- ・無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気等

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でないか ①

技能証明を保留する場合の身体検査命令に過去違反していないか ①

航空法又は同法に基づく命令の規定・処分に対して過去違反していないか ①

無人航空機の飛行において、過去に非行又は重大な過失がないか ①

その他情報を選択・記載します。

①拒否に関する条件、欠格事由の情報を選択します。

②限定変更申請にあたり補足等がありましたら、その他の情報の備考欄に記載して下さい。

③該当する項目がないことを確認のうえ、「次へ」ボタンを押してください。

その他の情報

備考 ①

②

③

戻る 次へ

14.Step8 : 申請情報を確認する (1/2)

申請者／合格情報／その他情報確認

STEP 01
申請者情報

STEP 02
技能証明情報

STEP 03
その他情報

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請完了

入力した情報を確認の上、申請してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

申請者に関する情報

氏名	
フリガナ	
氏名 (英字)	
生年月日	
電話番号	
メールアドレス	
自宅/本人の住所	
書類宛送先の住所	
顔写真	

申請者の修正

戻る

限定変更申請

申請者/合格情報/その他情報を確認します。

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押して訂正してください。

入力内容に問題がなければ「限定変更申請」ボタンを押してください。

14.Step8 : 申請情報を確認する (2/2)

技能証明書限定変更の手続き申請を行います

OKボタン押下後、申請者のメールアドレスに確認用メールが送信されます。

メールを確認することによって申請完了となります。

OK

キャンセル



申請者情報に登録されたメールアドレスにメールを送信しております。

画面をこのままにしてメールをご確認ください。メールの確認後、自動的に次の画面に移ります。

万が一この画面を閉じると、今まで入力したデータは破棄され申請が中断されます。





STEP 01
申請者情報

STEP 02
技能証明情報

STEP 03
その他情報

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請完了

限定変更申請の手続きが完了しました。

申請状況の確認

メインメニュー画面の「申請状況確認」から確認できますので必要に応じ、ご利用ください。

メインメニューに戻る

登録した依頼人のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

「OK」ボタンを押すと、登録した依頼人のメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されます。依頼人にてメールに記載されたURLをクリックされますと正式に申請が受け付けられ、審査が開始します。

注意事項！

到達確認メールのURLには有効期限（1ヶ月）があります。依頼人にて期限内にURLをクリックされなかった場合は、再度申請をやり直していただく必要があります。

15.Step9：到達確認をする※依頼人による操作

※Step9は依頼人による操作となります。

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは代理人による技能証明の各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。
このまま代理人による手続きを進めても良い場合は、以下の URL を押してメールアドレスの認証を完了してください。
<https://~>

依頼人にて到達確認のメールを開き、メールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めて問題ない場合は到達確認用のURLを押します。

認証完了
Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。
代理人に認証が完了した旨の連絡をお願いします。

ブラウザの×ボタンで画面を閉じてください。
The e-mail address has been authenticated.
Notify the agent of the completion of authentication.

Close the screen with the x button of the browser.

メールのURLを押すとメールアドレスの認証が完了しますので、認証完了と出ているブラウザを閉じてください。